

大規模事業所への温室効果ガス排出総量削減義務と排出量取引制度

特定テナント等事業者における省エネ対策の 取組を評価・公表する仕組み



東京都環境局
令和3年6月

1 制度の背景

地球温暖化に伴う気候変動は、食糧生産の困難、異常気象の頻発、海面上昇による居住地の喪失など世界中の人々の生活基盤を脅かしている



1 制度の背景

東京都では、平成22(2010)年4月から
「排出総量削減義務と排出量取引制度」をスタート



大規模事業所に対し温室効果ガスの排出量削減義務を定める



対象事業所の義務履行に向け、平成26(2014)年度から、
テナント等事業者に対し省エネ対策の取組を評価・公表する
仕組みを導入

1 制度の狙い

- ◆ 自らの省エネ対策の度合いを知る
- ◆ どの対策から取り組んだら良いかが分かる
- ◆ 自らの省エネ対策の度合いを相対的に比較することによって、位置付けを把握できるとともに、他の事業所の取組を参考にできる
- ◆ (省エネ対策が進んでいるテナント事業者が都HPに公表されることで) 社会的な評価が受けられる

2 評価の考え方

「特定テナント等地球温暖化対策計画書」の点検表及び
温室効果ガスの削減実績を勘案して評価

〔評価イメージ〕



【総合評価】

点検表と削減実績の合計点に応じて、6つの評価区分が設けられている

2 総合評価（評価区分）

● 評価区分

S	: 省エネ対策の体制・取組が <u>極めて優れた</u> テナント	総合評価点: 90 点以上
AAA	: 省エネ対策の体制・取組が <u>優れた</u> テナント	総合評価点: 80 点以上
AA	: 省エネ対策の体制・取組が <u>良好な</u> テナント	総合評価点: 70 点以上
A	: 省エネ対策の体制・取組が <u>進んでいる</u> テナント	総合評価点: 60 点以上
B	: 省エネ対策の体制・取組が <u>今一歩な</u> テナント	総合評価点: 40 点以上
C	: 省エネ対策の体制・取組が <u>不十分な</u> テナント	総合評価点: 40 点 未 満

3 テナント点検表による評価

● テナント点検表の種類・構成

業種	事務所 【30項目】	商業 【30項目】	宿泊 【30項目】	データセンター 【30項目】
推進体制の整備	12項目	13項目	13項目	6項目
運用・導入対策	18項目	バックヤード 事務所 4項目 売場 13項目	バックヤード 事務所 4項目 接客エリア 13項目	事務所 共用部 5項目 サーバールーム 19項目

※ この4業種に該当しない事業者においては、事務所版を使用

3 テナント点検表による評価

● 対策項目の主な概要

【推進体制の整備】

事務所

◆ 省エネ対策における組織体制について

商業

◆ オーナー・テナント間の協力関係について

宿泊

データセンター

【運用・導入対策】

事務所

◆ オフィス内の照明・空調・コンセント・サーバ について

商業

◆ バックヤード・事務所内の照明・空調・コンセント について

◆ 売場内の照明・空調・食料品・飲食関連設備 について

宿泊

◆ バックヤード・事務所内の照明・空調・コンセント について

◆ 宿泊エリア内の照明・空調及び宴会・料飲部門の関連設備 について

データセンター

◆ サーバルーム以外の照明・空調・電気設備 について

◆ サーバルーム内の照明・空調・関連機器 について

3 テナント点検表による評価

● 評価点

【全体(30項目)】

◆ 合計点最大 **70**点

	事務所	商業	宿泊	データセンター
推進体制の整備		30点		15点
運用・導入対策 ^{※1}		40点		55点

【1項目当たり】

◆ 基本 **1**～**3**点^{※2}

※1 運用・導入対策の項目において、事業者によっては該当しない項目がある。
その場合、該当無しの項目の配点は他の項目に均等に振替られる。

※2 1点項目・3点項目は以下のとおり定められており、それ以外が2点項目となっている。
1点項目…商業・宿泊版のNo.1・2のみ(事務所・データセンター版は2点)
3点項目…選択肢が4つある項目、備考欄への記載が必須の項目等

4 排出実績による評価

● 取組が実際の排出量に反映されているか排出実績の観点からも評価

● 評価方法

◆ 自ら(テナント事業者)が設定した基準年度の排出実績に対する、評価年度の排出実績削減率にて点数化

4 排出実績による評価

● 評価点

- ◆ 特定温室効果ガスの対基準年度比の削減率より、次のように配点

削減率						
20%以上	10%以上～ 20%未満	10%未満	0%	-10%未満	-10%以上～ -20%未満	-20%以上
30 点	25 点	20 点	15 点	10 点	5 点	0 点

- ◆ 対基準年度比で**削減率がマイナス**(=排出実績が増加)になった際において、次の条件に該当した場合は、排出実績が増加していないものとみなし、**削減率0%として評価**される。

【条件】

原単位(使用延べ面積当たりの特定温室効果ガス排出量)が、

対基準年度比で同等以下である場合

(面積が大幅に増えたが、特定温室効果ガス排出量は微増の場合 など)

5 評価結果の通知・公表

● 評価結果の通知(特定テナント省エネ評価 通知書)

【対象】



【通知方法】

- ◆ 「東京都環境局 総量削減義務と排出量取引システム」で指定地球温暖化対策事業者(オーナー)に通知。
→ オーナーから各テナント事業者へ提供。

省エネ評価 通知書 イメージ

総量削減義務と排出量取引制度
東京都 特定テナント省エネ評価 通知書 [2017年度実績版]

事業者概要
 特定テナント等事業者の名称: ●●●●株式会社
 指定テナント等事業所の名称: _____
 指定地球温暖化対策事業所の名称: _____
 特定テナント等事業所の業種: _____ 事業所: _____ 指定地球温暖化対策事業所の番号: 0000

● 評価結果
 貴事業所の総合評価は **AAA** です
 達成度: ★★★★★

①-1 総合評価における点数内訳
 総合評価 **89点** = ② 排出実績評価 **30点** + ③ 点検表評価 **59点**
(2017評価区分(S)まで 減と 1点)

①-2 総合評価の傾向
 ア 同一点検表利用における評価傾向 (事業者別) 【事業者数: 604, 平均点: 70】
 イ 同一業種における評価傾向 (事業者別) 【事業者数: 433, 平均点: 71】

①-3 評価点の推移
 貴事業所における評価点の推移 (直近5か年度) 【事業者別】
 2013: 78, 2014: 79, 2015: 82, 2016: 89, 2017: 89

5 評価結果の通知・公表

● 評価結果の公表

【対象】

- ◆ 評価結果が優れている事業者(評価区分がA～S)



【主な公表内容】

- ◆ 業種・評価区分ごとに、テナント等事業者の氏名(法人にあつては名称)及び事業所の名称並びに、指定地球温暖化対策事業所の名称及び指定番号

※個別の点数は公表されない。

【公表方法】

- ◆ 東京都環境局ホームページで公表 ※ 『特定テナント 評価』で検索

温室効果ガス削減へご協力をお願いします

